

子ども・子育て支援に係る利用者負担骨子案

1 趣旨

子ども・子育て支援新制度における教育・保育の利用者負担は、国の定める基準額を上限として、市町村が設定することとなります。

国の示す利用者負担のイメージでは、応能負担の考え方を基本として、世帯の所得状況その他事情を踏まえて、基準額が示されていますが、基本的には、保育認定では現行の保育料を反映した内容となっています。

利用者負担における階層区分については、従来 of 所得税額ではなく、市町村民税額を基に階層区分を設定することとなります。

多子軽減、低所得世帯等の減免の考え方は、新制度においても踏襲することとなります。

2 設定内容

- ① 利用者負担（保育料）は、保育標準時間認定の利用者負担額、保育短時間認定の利用者負担額を設定します。
- ② 低所得世帯等の減免について、利用者負担額を設定します。
- ③ 認定時間を超えて保育を実施した場合における、延長保育料を新たに設定します。

3 町の考え方

- ① 新制度における各認定区分（2号、3号）の利用者負担額は、応能負担の原則を踏まえて、現行の認可保育所保育料などをベースに設定します。
- ② 階層区分は、国基準の階層を基本としますが、区分間における利用者負担額に著しい差が生じないように必要に応じて各階層を細分化します。具体的には、2号認定及び3号認定は8階層で13区分として設定します。
- ③ 国基準利用者負担額に対する町の利用者負担額の比率は、85%を基本としますが、現行の保育料と比較して過重な負担とならないように調整して設定します。
- ④ 保育短時間の利用者負担額については、基本的に標準時間の利用者負担額から一定額を控除した額とします。
- ⑤ 低所得世帯等の減免を設定します。
- ⑥ 延長保育料については、1時間あたりの保育料を設定します。

4 設定案

○保育標準時間認定を受けた子ども（満3歳以上）の利用者負担額比較

現行保育料（月額）

階層	区 分	保育料 (B)
1	生活保護世帯	0 円
2	町民税非課税	2,400 円
3-1	町民税課税世帯 (均等割のみ世帯)	7,160 円
3-2	町民税課税世帯 (所得割のある世帯)	12,190 円
4-1	所得税 2,500 円未満	14,390 円
4-2	所得税 2,500 円以上 5,000 円未満	16,660 円
4-3	所得税 5,000 円以上 8,800 円未満	19,180 円
4-4	所得税 8,800 円以上 16,300 円未満	23,920 円

4-5	所得税 16,300 円以上 40,000 円未満	27,000 円
5-1	所得税 40,000 円以上 60,000 円未満	29,500 円
5-2	所得税 60,000 円以上 80,000 円未満	29,500 円
5-3	所得税 80,000 円以上 103,000 円未満	29,500 円
6	所得税 103,000 円以上 413,000 円未満	30,500 円
7	所得税 413,000 円以上	30,500 円

新保育料(利用者負担額)（月額）(案)

階層	区 分	利用者負担額 (A)	比較 (A-B)
1	生活保護世帯	0 円	0 円
2	町民税非課税	2,000 円	△400 円
3-1	町民税課税世帯 (均等割のみ世帯)	7,000 円	△160 円
3-2	所得割課税額 48,600 円未満	11,500 円	△690 円
			△2,890 円
4-1	所得割課税額 48,600 円以上 72,000 円未満	17,200 円	540 円
			△1,980 円
			△6,720 円
4-2	所得割課税額 72,000 円以上 84,000 円未満	19,500 円	△4,420 円
4-3	所得割課税額 84,000 円以上 97,000 円未満	22,900 円	△4,100 円
5-1	所得割課税額 97,000 円以上 135,000 円未満	26,500 円	△3,000 円
5-2	所得割課税額 135,000 円以上 152,000 円未満	28,000 円	△1,500 円
5-3	所得割課税額 152,000 円以上 169,000 円未満	29,000 円	△500 円
6	所得割課税額 169,000 円以上 301,000 円未満	31,900 円	1,400 円
7	所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満	34,600 円 (給付単価限度)	4,100 円
8	所得割課税額 397,000 円以上	35,300 円 (給付単価限度)	4,800 円

○保育短時間認定を受けた子ども（満3歳以上）の利用者負担額比較

現行保育料（月額）

階層	区 分	保育料 (B)
1	生活保護世帯	0 円
2	町民税非課税	2,400 円
3-1	町民税課税世帯 (均等割のみ世帯)	7,160 円
3-2	町民税課税世帯 (所得割のある世帯)	12,190 円
4-1	所得税 2,500 円未満	14,390 円
4-2	所得税 2,500 円以上 5,000 円未満	16,660 円
4-3	所得税 5,000 円以上 8,800 円未満	19,180 円
4-4	所得税 8,800 円以上 16,300 円未満	23,920 円

4-5	所得税 16,300 円以上 40,000 円未満	27,000 円
5-1	所得税 40,000 円以上 60,000 円未満	29,500 円
5-2	所得税 60,000 円以上 80,000 円未満	29,500 円
5-3	所得税 80,000 円以上 103,000 円未満	29,500 円
6	所得税 103,000 円以上 413,000 円未満	30,500 円
7	所得税 413,000 円以上	30,500 円

新保育料(利用者負担額)（月額）(案)

階層	区 分	利用者負担額 (A)	比較 (A-B)
1	生活保護世帯	0 円	0 円
2	町民税非課税	2,000 円	△400 円
3-1	町民税課税世帯 (均等割のみ世帯)	6,500 円	△660 円
3-2	所得割課税額 48,600 円未満	11,000 円	△1,190 円
4-1	所得割課税額 2,500 円以上 5,000 円未満		△3,390 円
4-1	所得割課税額 48,600 円以上 72,000 円未満	16,700 円	40 円
4-2	所得割課税額 72,000 円以上 84,000 円未満		△2,480 円
4-2	所得割課税額 72,000 円以上 84,000 円未満	19,000 円	△4,920 円
4-3	所得割課税額 84,000 円以上 97,000 円未満	22,400 円	△4,600 円
5-1	所得割課税額 97,000 円以上 135,000 円未満	26,000 円	△3,500 円
5-2	所得割課税額 135,000 円以上 152,000 円未満	27,500 円	△2,000 円
5-3	所得割課税額 152,000 円以上 169,000 円未満	28,500 円	△1,000 円
6	所得割課税額 169,000 円以上 301,000 円未満	31,400 円	900 円
7	所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満	34,100 円 (給付単価限度)	3,600 円
8	所得割課税額 397,000 円以上	34,800 円 (給付単価限度)	4,300 円

○保育標準時間認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担額比較

現行保育料（月額）

階層	区 分	保育料 (B)
1	生活保護世帯	0 円
2	町民税非課税	3,330 円
3-1	町民税課税世帯 (均等割のみ世帯)	10,710 円
3-2	町民税課税世帯 (所得割のある世帯)	15,630 円
4-1	所得税 2,500 円未満	17,500 円
4-2	所得税 2,500 円以上 5,000 円未満	20,080 円
4-3	所得税 5,000 円以上 8,800 円未満	22,910 円
4-4	所得税 8,800 円以上 16,300 円未満	25,810 円

4-5	所得税 16,300 円以上 40,000 円未満	30,000 円
5-1	所得税 40,000 円以上 60,000 円未満	36,350 円
5-2	所得税 60,000 円以上 80,000 円未満	41,170 円
5-3	所得税 80,000 円以上 103,000 円未満	44,500 円
6	所得税 103,000 円以上 413,000 円未満	57,800 円
7	所得税 413,000 円以上	58,500 円

新保育料（利用者負担額）（月額）（案）

階層	区 分	利用者負担額 (A)	比較 (A-B)
1	生活保護世帯	0 円	0 円
2	町民税非課税	2,000 円	△1,330 円
3-1	町民税課税世帯 (均等割のみ世帯)	9,000 円	△1,710 円
3-2	所得割課税額 48,600 円未満	13,600 円	△2,030 円
4-1	所得割課税額 48,600 円以上 72,000 円未満	19,100 円	△3,900 円
4-2	所得割課税額 72,000 円以上 84,000 円未満	21,600 円	△980 円
4-3	所得割課税額 84,000 円以上 97,000 円未満	25,500 円	△3,810 円
5-1	所得割課税額 97,000 円以上 135,000 円未満	30,200 円	△6,710 円
5-2	所得割課税額 135,000 円以上 152,000 円未満	34,000 円	△4,210 円
5-3	所得割課税額 152,000 円以上 169,000 円未満	37,800 円	△4,500 円
6	所得割課税額 169,000 円以上 301,000 円未満	51,800 円	△3,000 円
7	所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満	60,000 円	△6,150 円
8	所得割課税額 397,000 円以上	62,400 円	△6,700 円
			△6,000 円
			1,500 円
			3,900 円

○保育短時間認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担額比較

現行保育料（月額）

新保育料（利用者負担額）（月額）（案）

階層	区 分	保育料 (B)
1	生活保護世帯	0 円
2	町民税非課税	3,330 円
3-1	町民税課税世帯 (均等割のみ世帯)	10,710 円
3-2	町民税課税世帯 (所得割のある世帯)	15,630 円
4-1	所得税 2,500 円未満	17,500 円
4-2	所得税 2,500 円以上 5,000 円未満	20,080 円
4-3	所得税 5,000 円以上 8,800 円未満	22,910 円
4-4	所得税 8,800 円以上 16,300 円未満	25,810 円

4-5	所得税 16,300 円以上 40,000 円未満	30,000 円
5-1	所得税 40,000 円以上 60,000 円未満	36,350 円
5-2	所得税 60,000 円以上 80,000 円未満	41,170 円
5-3	所得税 80,000 円以上 103,000 円未満	44,500 円
6	所得税 103,000 円以上 413,000 円未満	57,800 円
7	所得税 413,000 円以上	58,500 円

階層	区 分	利用者負担額 (A)	比較 (A-B)
1	生活保護世帯	0 円	0 円
2	町民税非課税	2,000 円	△1,330 円
3-1	町民税課税世帯 (均等割のみ世帯)	8,500 円	△2,210 円
3-2	所得割課税額 48,600 円未満	13,100 円	△2,530 円
4-1	所得割課税額 48,600 円以上 72,000 円未満	18,600 円	△4,400 円
4-2	所得割課税額 72,000 円以上 84,000 円未満	21,100 円	△1,480 円
4-3	所得割課税額 84,000 円以上 97,000 円未満	25,000 円	△4,310 円
5-1	所得割課税額 97,000 円以上 135,000 円未満	29,700 円	△7,210 円
5-2	所得割課税額 135,000 円以上 152,000 円未満	33,500 円	△4,710 円
5-3	所得割課税額 152,000 円以上 169,000 円未満	37,300 円	△5,000 円
6	所得割課税額 169,000 円以上 301,000 円未満	51,300 円	△3,500 円
7	所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満	59,500 円	△6,650 円
8	所得割課税額 397,000 円以上	61,900 円	△7,200 円
			△6,500 円
			1,000 円
			3,400 円

○低所得世帯等の減免

【対象世帯】

- ・母子・父子世帯
- ・障害児(者)のいる世帯

保育認定満3歳以上

階 層	定 義	利用者負担額 (案)	
		保育標準時間	保育短時間
2	町民税非課税	0 円	0 円
3-1	町民税課税世帯 (均等割のみ世帯)	6,000 円	5,500 円
3-2	町民税課税世帯 (所得割のある世帯)	10,500 円	10,000 円

保育認定満3歳未満

階 層	定 義	利用者負担額 (案)	
		保育標準時間	保育短時間
2	町民税非課税	0 円	0 円
3-1	町民税課税世帯 (均等割のみ世帯)	8,000 円	7,500 円
3-2	町民税課税世帯 (所得割のある世帯)	12,600 円	12,100 円

○延長保育料

【対象】

- ・認定保育時間を超えて保育を実施した場合、認定子ども毎に延長保育料を徴収する。

【延長保育料】

- ・1時間当たり 200 円 (1か月の限度額 5,000 円)